



# 佐賀県公報

平成17年  
4月8日  
(金曜日)  
第12590号

## 目次

(◎印は、県例規集に登録するもの)

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (二〇三・長寿社会課) 一
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止 (二〇四・" ) 一
- 漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生 (二〇五・生産者支援課) 一
- 解除予定保安林 (二〇六・森林整備課) 二
- 公有水面埋立ての免許 (二〇七・農山漁村課) 二

## 公 告

- 建設業の許可の取消処分 (建設・技術課) 三
- 開発行為の工事の完了 (まちづくり推進課) 五

## 選挙管理委員会事項

○地方自治法に基づく選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、  
同法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙  
権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た  
数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに  
地方自治法に基づく県議会議員の各選挙区において選挙権を有す  
る者の総数の三分の一の数 (告 示・一三) 五

○公職の候補者等が個人演説会等を開催できる施設の指定の変更 ( " ・一四) 六

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第二百三三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七十五条の規定により、指定居  
宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届  
出があった。

平成十七年四月八日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	訪問介護		通所介護
	名 称	所 在 地	
社会福祉法人芦刈町 社会福祉協議会訪問 介護事業所	社会福祉法人北茂安 町社会福祉協議会ホ ムヘルブサービス	小城郡芦刈町大字三王崎 尾六四四番地	小城郡芦刈町大字三王崎 尾六四四番地
	社会福祉法人芦刈町 社会福祉協議会通所 介護事業所	小城郡芦刈町大字三王崎 一五二二番地	小城郡芦刈町大字三王崎 尾六四四番地
	デイサービスセンター さわやか	小城郡北茂安町大字東 尾六四四番地	小城郡北茂安町大字東 尾六四四番地
		平成一七・二・二八	平成一七・二・二八

### ◎佐賀県告示第二百三十四号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居  
宅介護支援事業者から次のとおり当該指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届  
出があった。

平成十七年四月八日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
社会福祉法人芦刈町社会福祉協議会 居宅介護支援事業所	小城郡芦刈町大字三王崎 一五二二番地	平成一七・二・二八
マネージメントサービスさわやか	三養基郡北茂安町大字東 尾六四四番地	平成一七・二・二八

●佐賀県告示第二百五号

漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第百十二条第一項の規定による同意があつたものと認める。

平成十七年四月八日

佐賀県知事 古川 康

加入区

白石町北明加入区、竜王加入区、肥前加入区及び仮屋加入区

●佐賀県告示第二百六号

次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があつたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成十七年四月八日

佐賀県知事 古川 康

一(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

武雄市武内町大字真手野字内田二四五八一の一(次の図に示す部分に限る。)、朝日町大字中野字半上七八〇七の二、七八〇八の九、七八〇八の一

○

(二) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(三) 解除の理由

農道用地とするため

二(一) 解除予定に係る保安林の所在場所

武雄市武内町大字真手野字内田二四五七七(次の図に示す部分に限る。)、

二四五七三の一、二、朝日町大字中野字半上七八〇六の二

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び武雄市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第二百七号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

平成十七年四月八日

佐賀県知事 古川 康

一 免許年月日 平成十七年四月一日

二 免許を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(一) 住所 東松浦郡玄海町大字諸浦三百四十八番地

(二) 名称 玄海町

(三) 代表者の氏名 玄海町長 寺田 司

三 埋立区域及び面積

(一) 位置

東松浦郡玄海町大字石田字津賀根一三六五番二七、一三六九番及び一三六九番七の地先公有水面、字津賀根一三六五番一三及び一三六五番二七に接する町道新田浜野浦線の地先公有水面、大字仮屋字名切一番三、一番六及び一番八の地先公有水面並びに字名切一番一十四番一に接する町道新田浜野浦線の地先公有水面

(二) 区域

次の各地点のうち、①の地点から⑨の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑨の地点と①の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸域との境界線により囲まれた区域、⑩の地点から⑮の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑮の地点と⑩の地点

とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域並びに⑯の地点から⑳の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑳の地点と⑯の地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

①の地点 東松浦郡玄海町大字仮屋字仮屋地内に設置された漁港原点(北緯三三度二八分一九秒、東経一二九度五一分〇〇秒)の地点をいう。以下同じ。)から一五二度三二分二三秒三六九・四五メートルの

地点

- ②の地点 ①の地点から一〇四度四四分一八秒二五・〇三メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から四八度二六分二〇秒二・五〇メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一三八度二二分五三秒二・二二メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から四八度四八分三三四秒五・六九メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から五五度四二分一二秒二・一七メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から一三一度三八分二三秒一八・五三メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から一二七度四一分三三秒三・八六メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から一三一度〇六分一秒二・一四メートルの地点
- ⑩の地点 漁港原点から一四三度四四分五九秒四〇五・五五メートルの地点

点

- ⑪の地点 ⑩の地点から一三六度五二分〇八秒九・二八メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から一三五度三四分〇二秒二・四三メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から一三四度五〇分四二秒三・九二メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から一二〇度二五分〇七秒〇・四三メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から一六一度一〇分〇〇秒一・一四メートルの地点
- ⑯の地点 漁港原点から一四三度四二分五五秒三七三・五七メートルの地点

- ⑰の地点 ⑯の地点から一五三度〇四分五一秒一五・四二メートルの地点

- ⑱の地点 ⑰の地点から六三度〇六分二四秒〇・八四メートルの地点
  - ⑲の地点 ⑱の地点から一五三度四八分〇四秒二・二四メートルの地点
  - ⑳の地点 ⑲の地点から一三一度三〇分三三秒〇・九二メートルの地点
- (三) 面積 一、二四〇・二二平方メートル
- 四 埋立てに関する工事の施行区域及び面積

(一) 位置

埋立区域の位置と同じ

(二) 区域

次の各地点を順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点とを結ぶ春分・秋分の満潮位(DLプラス二・七〇メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- Aの地点 東松浦郡玄海町大字仮屋字仮屋地内に設置された漁港原点から一五二度三二分二秒三六四・〇〇メートルの地点
  - Bの地点 Aの地点から三五九度五三分五九秒五・一五メートルの地点
  - Cの地点 Bの地点から一四度五二分〇一秒二〇・九九メートルの地点
  - Dの地点 Cの地点から一〇四度五二分〇四秒二一・〇七メートルの地点
  - Eの地点 Dの地点から六六度四一分五三秒二五・〇二メートルの地点
  - Fの地点 Eの地点から一五二度四六分四八秒九・二三メートルの地点
- (三) 面積 三、八二四・〇一平方メートル

五 埋立地の用途 公衆用道路及び係船護岸用地

○ 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。

平成17年4月8日

佐賀県知事 古 川 康

平成17年 2月2日	株式会社福田地研 伊万里市東山代町里 字陣ノ内462番地	福田 義人 佐賀県知事許可 (般-14) 第6237号	土木一式工事業、石 工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業、及 び水道施設工事業に 関する一般建設業の 許可	平成16年12月 27日	建設業第12条の 規定による届出 のあった年月日	土木一式工事業、と び・土工事業、石 工事業、鋼構造物工 事業、舗装工事業、 しゅんせつ工事業、及 び水道施設工事業に 関する一般建設業の 許可	被処分者の代表 者の氏名及び許 可番号	被処分者の商号又は 名称及び主たる営業 所の所在地	処分をし た年月日
平成17年 2月3日	山本建設株式会社 佐賀郡川副町南里 1489番地1	山本 一巳 佐賀県知事許可 (般-14) 第2558号	管工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年1月 17日		管工事業に関する一 般建設業の許可			
平成17年 2月3日	有限会社小柳工業 佐賀市本庄町大字本 庄279番地1	小柳 泰教 佐賀県知事許可 (般-13) 第6911号	水道施設工事業に関 する一般建設業の許 可	平成17年1月 24日		水道施設工事業に関 する一般建設業の許 可			
平成17年 2月3日	株式会社横尾商店 佐賀郡東与賀町田中 1149番地3	横尾 明 佐賀県知事許可 (般-14) 第4148号	管工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年1月 19日		管工事業に関する一 般建設業の許可			
平成17年 2月8日	肥前土木株式会社 唐津市北波多岸山 131番地	渡邊 昭光 佐賀県知事許可 (般-12) 第5955号	建築一式工事業に関 する一般建設業の許 可	平成17年1月 17日		建築一式工事業に関 する一般建設業の許 可			
平成17年 2月8日	株式会社溝上建設 唐津市巖木町浪瀬 1777番地	溝上 義治 佐賀県知事許可 (般-12) 第4481号	土木一式工事業に関 する特定建設業の許 可	平成17年1月 28日		土木一式工事業に関 する特定建設業の許 可			
平成17年 2月8日	株式会社井手工務所 唐津市和多田天満町 一丁目6番38号	井手 照雄 佐賀県知事許可 (般-14) 第3213号	土木一式工事業及び とび・土工事業に 関する特定建設業の 許可	平成17年1月 27日		土木一式工事業及び とび・土工事業に 関する特定建設業の 許可			
平成17年 2月14日	株式会社前田建設 唐津市肥前町万賀里 川1173番地3	前田 春実 佐賀県知事許可 (般-12) 第2332号	建築一式工事業、鋼 構造物工事業及び鉄 筋工事業に関する特 定建設業の許可	平成17年1月 31日		建築一式工事業、鋼 構造物工事業及び鉄 筋工事業に関する特 定建設業の許可			
平成17年 2月14日	有限会社タシロ工業 唐津市南富士見町10 番1号	田代 勝治 佐賀県知事許可 (般-11) 第8275号	土木一式工事業、建 築一式工事業、左官 工事業及びとび・土 工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年1月 31日		土木一式工事業、建 築一式工事業、左官 工事業及びとび・土 工事業に関する一 般建設業の許可			
平成17年 2月15日	匠和美建 佐賀市兵庫町若宮4 番20号	松本 直也 佐賀県知事許可 (般-15) 第9965号	塗装工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年1月 20日		塗装工事業に関する 一般建設業の許可			
平成17年 2月21日	有限会社山口建材店 多久市北多久町大字 小侍2077番地	山口 龍樹 佐賀県知事許可 (般-13) 第4591号	左官工事業、屋根工 事業、タイル・れん が・ブロッケン工事業 及び内装仕上工事業 に関する一般建設業 の許可	平成17年2月 18日		左官工事業、屋根工 事業、タイル・れん が・ブロッケン工事業 及び内装仕上工事業 に関する一般建設業 の許可			
平成17年 2月23日	株式会社深交 佐賀市水ヶ江五丁目 3番28号	深町 省三 佐賀県知事許可 (般-13) 第9663号	土木一式工事業、建 築一式工事業、とび・ 土工事業、管工事 業、造園工事業及び 水道施設工事業に関 する一般建設業の許 可	平成17年2月 8日		土木一式工事業、建 築一式工事業、とび・ 土工事業、管工事 業、造園工事業及び 水道施設工事業に関 する一般建設業の許 可			
平成17年 2月25日	株式会社内田土木 佐賀市兵庫町大字西 洲1781番地	内田 孫広 佐賀県知事許可 (般-12) 第2047号	土木一式工事業に関 する一般建設業の許 可	平成17年2月 7日		土木一式工事業に関 する一般建設業の許 可			
平成17年 2月25日	田中工務店 藤津郡塩田町五町田 乙4174番地	田中 良徳 佐賀県知事許可 (般-14) 第2941号	建築一式工事業に関 する一般建設業の許 可	平成17年2月 23日		建築一式工事業に関 する一般建設業の許 可			
平成17年 2月28日	田中電気工事店 杵島郡山内町大字犬 走7528番地	田中 保 佐賀県知事許可 (般-11) 第6441号	電気工事業に関する 一般建設業の許可	平成17年2月 21日		電気工事業に関する 一般建設業の許可			

平成17年 2月28日	有限会社セガワ 唐津市双水字宮ノ前 2528番地1	瀬川 俊博 佐賀県知事許可 (般-16) 第9327号	土木一式工事業及び 水道施設工事業に関 する一般建設業の許 可	平成17年2月 18日
平成17年 2月28日	株式会社ナツケン 三養基郡みやき町大 字白壁857番地2	櫻木 宣久 佐賀県知事許可 (般-15) 第10108号	土木一式工事業、と び・土工事業、舗 装工事業及び水道施 設工事業に関する一 般建設業の許可	平成17年2月 15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年4月8日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
鳥栖市田代外町字柳井町1507番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
鳥栖市田代外町1517番地4  
岩橋ツカミ

○ 選挙管理委員会事項

●佐賀県選挙管理委員会告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方自治法第八十

条第一項に規定する県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、それぞれ次のとおりである。  
平成十七年四月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一三、八四三人
- 二 選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 一八二、〇二四人
- 三 県議会議員の各選挙区において選挙権を有する者の総数の三分の一の数

選挙区名 三分の一の数

- |      |         |
|------|---------|
| 佐賀市  | 四三、一二二人 |
| 唐津市  | 二〇、八一五人 |
| 鳥栖市  | 一六、五五六人 |
| 多久市  | 六、二五二人  |
| 伊万里市 | 一五、六〇五人 |
| 武雄市  | 九、〇四八人  |
| 鹿島市  | 八、六四八人  |
| 小城市  | 一一、一一七人 |
| 佐賀郡  | 一九、六二七人 |
| 神埼郡  | 一三、五四四人 |
| 三養基郡 | 一四、六三一人 |
| 東松浦郡 | 一五、〇三六人 |
| 西松浦郡 | 五、九五九人  |
| 杵島郡  | 一七、一一六人 |
| 藤津郡  | 一〇、九四九人 |

◎佐賀県選挙管理委員会告示第十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定により、公職の候補者(衆議院比例代表選出議員の選挙における候補者で当該選挙と同時に行為される衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者である者以外のものを除く)、候補者届出政党及び衆議院名簿届出政党等が個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として指定した次の施設について、その指定の変更をした旨、みやき町選挙管理委員会から報告があった。

平成十七年四月八日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松尾紀男

施設の名称	変更事項	新	旧
みやき町中原体育館	施設の名称	みやき町中原体育館	中原町体育センター
みやき町勤労青少年ホーム	施設の名称	みやき町勤労青少年ホーム	中原町勤労青少年ホーム
みやき町働く婦人の家	施設の名称	みやき町働く婦人の家	中原町働く婦人の家
みやき町中原保健センター	施設の名称	みやき町中原保健センター	中原町保健センター
みやき町中原武道館	施設の名称	みやき町中原武道館	中原町武道館
みやき町石貝団地集会所	施設の名称	みやき町石貝団地集会所	北茂安町石貝団地集会所
みやき町江口集会所	施設の名称	みやき町江口集会所	北茂安町江口集会所
みやき町勤労者憩の家	施設の名称	みやき町勤労者憩の家	北茂安町勤労者憩の家
みやき町農村環境改善センター多目的ホール	施設の名称	みやき町農村環境改善センター多目的ホール	三根町農村環境改善センター多目的ホール

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)  
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年四月八日印刷及び発行  
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
 印刷所 株古川総合印刷